

行為の種類		一般地域	重点地域（段丘林・広域農道）	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの	床面積が10㎡を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が400㎡を超えるもの	変更に係る面積が25㎡を超えるもの	
工 作 物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	プラント類*1、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類*2、処理施設類*3	高さ10mを超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積10㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設*4	高さ20mを超えるもの	高さが8mを超えるもの
		地上に設置する太陽光・風力発電施設	高さ10mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が500㎡を超えるもの	高さ8mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が10㎡を超えるもの
		煙突、鉄柱、木柱、記念塔等	高さ10mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
		擁壁、垣、柵、塀類等	高さが3mかつ長さ30mを超えるもの	高さ2mを超えるもの
		その他	高さ10mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
<p>行為の規模が上記以下であっても、その行為に特定外観意匠（外観に公衆の関心を引くための形態若しくは色彩その他の意匠（屋外広告物を含む））があり、その特定外観意匠の面積が景観育成重点地区において3㎡を超えるもの及び一般地域において25㎡を超えるもの（営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）がある場合は届出が必要です。</p>				
開発行為（土地の形質の変更）		面積が500㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	面積が300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土石類の採取及び鉱物の掘採				
木竹の伐採		行為の面積が1,000㎡を超えるもの	行為の面積が500㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		高さ3m又は面積500㎡を超えるもの	高さ3m又は面積100㎡を超えるもの	

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含まず。

- *1プラント類 : コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- *2貯蔵施設類 : 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- *3処理施設類 : 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- *4電気供給施設等 : 電気事業法第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設